



目次

秋田県公安委員会規則第13号
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成18年9月29日
秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項中「秋田県警察本部交通都府運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める者」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の表を加える。

公安委員会規則

区 分	経 由
1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出	秋田県警察本部交通都府運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）又は当該届出をしようとする者の住所を管轄する署長
2 法第94条第	秋田市に住所 運転免許センター長

2項の規定による免許証の再交付の申請	を有する者	秋田市以外に住所を有する者	運転免許センター長又は当該申請をしようとする者の住所を管轄する署長
--------------------	-------	---------------	-----------------------------------

3 法第101条第1項及び第101条の2第1項の規定による免許証の更新の申請（第15条の3第1項において「免許証更新申請」という。）	を有する者	秋田市以外に住所を有する者	運転免許センター長又は秋田臨港警察署長、秋田中央警察署長及び秋田東警察署長を除く署長
--	-------	---------------	--

4 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請	を有する者	秋田市以外に住所を有する者	運転免許センター長又は当該申請をしようとする者の住所を管轄する署長
------------------------------	-------	---------------	-----------------------------------

5 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書交付の申請	を有する者	秋田市に住所を有する者	運転免許センター長
	を有する者	秋田市以外に住所を有する者	運転免許センター長又は当該申請をしようとする者の住所を管轄する署長

6 1の項から5の項に掲げる申請又は届出以外の申請又は届出	を有する者	秋田市に住所を有する者	運転免許センター長
-------------------------------	-------	-------------	-----------

附 則
この規則は、平成18年10月2日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄